東 農 第 98 号 令 和 6 年 4 月 11 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名		東近江市
(市町村コード)		(252131)
地域名		上羽田西方
(地域内農業集落名)		(上羽田町西方)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年3月22日
励哉の和木で収りる	よこめた十月日	(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・当地域は、集落営農法人、認定農業者、また事業継続見込みの1個人の3者の担い手により、耕作されている。
 - ・主たる担い手は集落営農法人であるが、現状は退職者主体の活動となっており、後継者の育成とともに、事業継 続のための経営基盤の強化が中長期的な課題となっている。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・水稲、麦、大豆を主要作物としつつ、JAなどの支援を受け、新規作物として野菜類の拡大を検討する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区:	域内の農用地等面積	28 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項			
	(1)農用地の集積、集約化の方針			
	・基本的に現状維持を目標とするが、各担い手の経営方針・意向を踏まえ、段階的に集約化に取り組む。			
	- (2)農地中間管理機構の活用方針			
	・各担い手の経営方針を踏まえつつ、農地バンクへの貸付け、活用を進める。			
	(3) 基盤整備事業への取組方針			
	・未圃場整備地区である北方地区については「東近江地区国営農地再編整備事業北方地区」を活用し大区画化を進			
	めるとともに、西方地域に隣接した場所に換地集約化を図る。なお、「地域計画」目標地図への反映は確定後の更			
	新版にて行う。			
	 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針			
	・市、JA、および各担い手と連携し、多様な経営体や、人材の確保・育成に取り組む。			
	(5) 曲要物団組合笠の曲要士採井 ビュ車要名笠。の曲佐要系式の洋田士科			
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・作業の効率化が期待・現状では具体的な委託作業を決められていないが、各担い手の経営方針を踏まえつつ、人			
	的能力や設備投資費用など費用対効果を考慮して妥当であれば、今後積極的に活用を検討する。できる防除作業			
	は、グリーンサポート楽農(株)への委託を進めます。			
	は、フリーステが、「未辰(体)」、の女品と座のよう。			
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)			
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等			
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他			
	【選択した上記の取組方針】			